

期限の利益喪失条項における一般条項の解釈

— 東京地裁平成19年3月29日判決の検討を中心に —

Interpretation of the Catch-All Provision in the Acceleration Clause

藤井 啓吾^{*}
Keigo Fujii

銀行取引約定書ひな型5条2項5号にいう「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」に該当するための要件として、その文理に則し、①債権保全を目的とするものであること、②債権保全の必要性があること、③期限の利益を喪失させることに相当性があること、の3つを提示する。その上で、これらの要件に照らして、この規定の解釈を一つの争点とした東京地裁平成19年3月29日判決の内容を検討する。

キーワード： 期限の利益喪失条項、銀行取引約定書、一般条項、債権保全、請求喪失事由

I. 問題の所在

平成19年3月29日、東京地裁は、銀行取引約定書の期限の利益の請求喪失に関する、いわゆる「一般条項（包括条項）」の適用について、一つの判断を示した。本稿は、この判決の検討を中心に、この条項の適用に関する解釈上の一般的基準につき改めて考察するとともに、同判決の内容につきその観点から検討を加えるものである。

1. 期限の利益喪失条項とは

銀行などの金融機関が資金の貸付けを行う場合、返済期限が定められるのが通例であり、この場合、その期限が到来するまでは金融機関は借入人に対して貸付金の返済を求めることはできない（民法135条1項）。これにより、借入人は返済期限までは借入金を自身の利益のために任意に利用できるという「期限の利益」を有する。

「期限は、債務者の利益のために定めたものと推定」されるが（民法136条1項）、金融機関が行う貸付取引においては、債務者である借入人のみならず、債権者である金融機関も、返済期限までの利息の支払いを求めることができるという期限の利益を有する。

一方、次の場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない（民法137条）。

① 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。

② 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。

③ 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。

しかし、金融機関にとって、貸付金の借入人が有する期限の利益を喪失させ、当初の約定期限前に借入人に対して貸付金の返済を求める必要性が生ずる場合は、これら民法137条に規定された場合にとどまらない。そのため、借入人との間の契約により、この範囲を拡大することが行われる。銀行が会社などの事業者との間に与信取引を行うにあたって取り交わす「銀行取引約定書」に置かれる、次のような条項がその代表例である。

第5条（期限の利益の喪失）

① 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、貴行からの通知催告等がなくても貴行に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

- 1 支払の停止または破産、和議開始、会社更正手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- 2 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- 3 私または保証人の預金その他の貴行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
- 4 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴行に私の所在が不明となったとき。

② 次の各場合には、貴行の請求によって貴行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

- 1 私が債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- 2 担保の目的物について差押、または競売手続の開始があったとき。
- 3 私が貴行との取引約定に違反したとき。
- 4 保証人が前項または本項の各号の一にでも該当したとき。
- 5 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

この条文は、平成12年に廃止される前の全国銀行協会（平成11年4月までは、全国銀行協会連合会）「ひな型」（以下、「全銀協ひな型」という。）によっている。全銀協ひな型廃止前は、金融機関は業態ごとに、「信用金庫取引約定書」、「信用組合取引約定書」、「農協取引約定書」などのひな型を作成していたが、これらの内容は、基本的には全銀協ひな型と変わらなかった¹⁾。また、全銀協ひな型が廃止され、いくつかの銀行では独自の「銀行取引約定書」を策定する動きが見られたが、多くの銀行その他の金融機関は、現在も全銀協ひな型を踏襲しているものと思われる（ただし、期限の利益喪失条項についていえば、和議法の廃止と民事再生法の施行（平成12年）および会社法の施行による会社整理の廃止（平成18年）に伴い、1項1号については相応の手当がなされているものと推察される²⁾。これらの事情から、本稿においては、特に断らない限り、「銀行取引約定

書]、「期限の利益喪失条項」などの規定は、全銀協ひな型によるものとする。

先の条文にも見られるとおり、全銀協ひな型5条の期限の利益喪失条項は、①各号に定める事由が生じた場合は銀行の意思表示を必要とせず当然に期限の利益が失われるという「当然喪失事由」を定めた1項と、②各号に定める事由が生じた場合、銀行の取引先に対する意思表示により期限の利益が失われるという「請求喪失事由」を定めた2項とによって構成されている。

2. 期限の利益喪失条項の有効性

当事者間の契約において期限の利益喪失条項をおくことにより、民法137条の定める事由以外の期限の利益喪失事由を定めることは、当然喪失事由、請求喪失事由のいずれを定める場合であっても、原則として有効であるとされる。債権の弁済期は当事者が自由に定めうるものであることがその理由である³⁾。判例も、当事者において債務者の期限の利益喪失にかかる合意をすることは契約自由の原則上有効であるとしている⁴⁾。

ところが、全銀協ひな型2項5号の「前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」という一般条項(包括条項)については、古くからその有効性が問題とされてきた。特に、昭和52年4月改正前の「銀行取引約定書ひな型」(昭和37年8月制定。以下、「旧ひな型」という。)においてこれに相当する条項(旧ひな型5条2項3号)は、「その他債権保全のため必要と認められるとき」と定められており、これに対しては、学説から厳しい批判が寄せられ、また、旧ひな型が政治的批判を浴びる一因ともなった。

このうち、学説上は、「債権者が債務者の資力が悪化したと認めたとき、というような漠然として客観的に確定しえない事実を条件とすることは」期限の利益の当然喪失事由でありえないだけでなく、請求喪失事由としてもその効力を認めるべきではない⁵⁾、とする見解が「通説」であるとされていた⁶⁾。そして、旧ひな型2項3号についても、その要件はきわめてあいまいであって、有効性は疑わしいとされていた⁷⁾。

もっとも、これに続けて、「少なくとも、『債権保全のために必要』か否かは、銀行の一方的判断によるべきでなく、客観的に判断されるべき」であり、「それに加えて、取引先の信用度がかなり低下し、融資債権を弁済期到来まで放置しておくことを銀行に期待することが社会通念上無理であるとき」にのみ期限の利益の喪失を請求できる、というのがこの規定の趣旨といわざるを得ない、とされているから⁸⁾、本号は完全に無効であり、あってもなくても同じ、とまでされたわけではない。また、銀行実務上も、銀行の恣意によって自由に期限の利益の剥奪を許す趣旨の約定ではないと考えられていた⁹⁾。このような見解の趣旨に従って、この条項が解釈・運用されるかぎり、本号を銀行取引約定書に定めておく実務上の意義はあったというべきだろう。

しかしながら、銀行側のそのような解釈とは別に、「その他債権保全のため必要と認められるとき」という文言は、しばしば非難の対象とされた。「認められる」の「られる」という助動詞が「自発」と「尊敬」のいずれにも解されうる点がこれに拍車をかけたことも否定できない。この点に

については、旧ひな型の立案に携わった全国銀行協会法規部会の委員の見解からは、これを「尊敬」と解する意図は伺われないが¹⁰⁾、「貴行が適当と認められる順序方法により充当することができます」(旧ひな型9条)というように、「尊敬」と理解されてもやむをえない表現も混在していた。

旧ひな型を改正するに至った背景には、旧ひな型制定後のいくつかの情勢の変化があったが、直接の契機となったのは、昭和51年2月3日衆議院予算委員会における社会党議員からの指摘・質問と、同年3月に大蔵省銀行局より寄せられた提案だったとされる¹¹⁾。このうち、大蔵省銀行局からの提案は、全銀協ひな型の7条の2に置かれることとなる、いわゆる逆相殺(与信先からの相殺)条項に関するものであったが、前者の指摘・質問は、旧ひな型5条の期限の利益喪失条項と7条の差引計算条項につき、これらが公序良俗に反して無効であり、銀行の優越的地位を濫用する不公正な取引方法ではないか、とするものだった。そして、その中でも特に問題とされたのが、旧ひな型5条2項3号の規定方法だったのである¹²⁾。

昭和52年4月の銀行取引約定書ひな型の改正により、多くの条項が改められたが、すでに述べたように期限の利益喪失に関する一般条項は、「前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」と改められた。その趣旨については、旧ひな型5条2項3号の「『その他債権保全のため必要と認められるとき』」という表現が敬語として読まれ——前述した国会批判がその例——銀行が一方的な恣意的な判断で債権保全の必要性を認定できるかのような誤解を受けるおそれがあるので、債権保全の客観的必要性がある事由であることを明確にするため」と説明されている¹³⁾。

しかし、このように表現が改められ、この条項に対する非難は緩和されたかもしれないが、その一般性、抽象性ゆえに、具体的な場面では、「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」に該当するか否かにつき、金融機関とその取引先との間で見解が対立する可能性は残った。

一方、全銀協ひな型5条1項各号に掲げられた当然喪失事由および同条2項1号ないし4号に掲げられた請求喪失事由は、客観的事実によりその発生の有無を形式的に判断できるものが大半を占めているが、これらの事由に形式的に該当する事実が生じた場合であっても、同条2項5号にいう「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」に該当しなければ、期限の利益喪失の効果は生じないと解されている¹⁴⁾。したがって、この一般条項の解釈は、それ自身の解釈にとどまらず、期限の利益喪失条項全般の解釈にかかわっているのである。

このような事情から、債権保全上の懸念を抱かせるような事態が発生した場合に、「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」に該当するか否かを判定するための一般的な基準に対する実務上の要請は強い。そのため、これまでも、多くの論者がその一般的基準を提案してきた。

本稿は、期限の利益喪失一般条項の適用の可否についての判断を示した東京地裁平成19年3月29日判決を機に、改めてそのような一般的な基準の構築を試みるとともに、同判決の内容につきその観点から検討を加えるものである。

なお、検討にあたっては、まず、「債権保全を必要とする相当の事由」とはどのような事由をい

うのかにつきこれまでの裁判例を概観し(Ⅱ)、続いて、東京地裁平成19年3月29日判決の内容を概観する(Ⅲ)。その後、期限の利益喪失条項が置かれる趣旨・目的、この条項の機能などを検討・確認し(Ⅳ)、これらを踏まえて「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」に該当するか否かを判定するための一般的な基準について考察する(Ⅴ)。

Ⅱ. これまでの裁判例

本稿で検討の対象とする期限の利益喪失の一般条項の適用の可否が争われたケースは、公刊されたもので見る限り、さほど多くはない。これらのケースを以下に概観する。

1. 大阪高裁昭和45年6月16日判決¹⁵⁾ [判例1]

a. 事案の概要

本件は、Y銀行に対する定期預金債権について差押・転付命令を得たXのY銀行に対する定期預金支払請求事件であるが、Y銀行が銀行取引約定書の期限の利益請求喪失に関する一般条項に基づき貸付金債権の期限を到来させた上で、この定期預金債権と相殺したことから、当該条項に基づく期限の利益喪失の効力が争われたものである。

昭和43年3月30日、AはY銀行に銀行取引約定書(旧ひな型によるもの)を差し入れた上で、Y銀行から手形貸付けの方法により200万円を借り入れた。これに際しては、Aの子であるBが、連帯保証人となるとともに、いわゆる見返り担保として本件定期預金(170万円、同年6月30日満期)をY銀行に預け入れた。

Aは当初期日である同年5月28日には本件借入金を弁済することができず、Y銀行はやむなく同年7月27日まで弁済を猶予した。

ところが、Aが第三者に対して振り出した額面合計約179万円の約束手形2通がその支払場所であるY銀行泉大津支店で預金不足により不渡りとなったことから、Y銀行は、Aの信用状況が悪化し自己の債権を保全するために必要であると判断し、7月4日到達の書面により、貸付金を7月8日までに返済するよう請求した。これにより、一旦猶予した弁済期は7月8日限りで打ち切れ、Aはそれより後の期限の利益を喪失した。

Xは、7月12日に本件定期預金につき差押・転付命令を得、これは同日Y銀行に送達された。これを受けたY銀行は、Xに対し、7月19日到達の書面により、Bに対する連帯保証債権と本件定期預金債権とを対当額で相殺する旨の意思表示をした。

Xは、Aが振り出した約束手形2通が不渡りとなったのは、Y銀行がXに対し本件定期預金の払戻しを拒絶したことに起因するから、Y銀行はこれを理由にAの期限の利益を喪失させることはできないと主張し、本件定期預金の支払いを求めた。

なお、本件判決は、銀行預金の差押と相殺との優劣に関しいわゆる「無制限説」を採用した昭和45年6月24日の最高裁大法廷判決の直前に出されたものであることに注意する必要がある。すな

わち、無制限説によれば、「第三債務者は、その債権が差押後に取得されたものでないかぎり、自働債権および受働債権の弁済期の前後を問わず、相殺適状に達しさえすれば、差押後においても、これを自働債権として相殺をなしうる」¹⁶⁾ のであるから、Y銀行のBに対する連帯保証債権が、Xの差押えがY銀行との関係で効力を発した7月12日より前（3月30日）に取得されたものである以上、その弁済期がXの主張どおり7月27日とされたとしても、Y銀行の相殺が優先することには変わりはない。Xの主張は、「差押当時両債権が既に相殺適状にあるときは勿論、反対債権が差押当時未だ弁済期に達していない場合でも、被差押債権である受働債権の弁済期より先にその弁済期が到来するものであるときは、… 相殺を以つて差押債権者に対抗し得る」とする（いわゆる「制限説」）、それまでの判例¹⁷⁾を前提とするものである、

b. 判旨

本件定期預金債権は、その成立当時から見返り担保に供せられ、Y銀行は相殺に対して強い期待的利益をもっている。また、定期預金債権に付せられた譲渡禁止特約にはこの利益を保障する役割がある。したがって、本件定期預金債権の債権者であるBに対してはもちろん、その債権の悪意の譲受人であるXに対してもその支払を拒否できるし、また拒否するのが当然視される。

よって、Aの手形の不渡りが本件定期預金の支払を拒否されたことに起因するとしても、その責任をY銀行に転嫁し、Y銀行に不利益を帰することはできない。むしろ、AおよびBが、すでに自己のY銀行に対する、支払手形債務とは別の債務（手形貸付債務、連帯保証債務）のため担保に供していた本件定期預金を支払手形の決済資金に充てなければならない状態にあったこと自体が、AおよびBの資産・信用状況の悪化を物語るものであり、Y銀行がAに対する貸付金債権およびBに対する連帯保証債権につき、保全の必要ありとして、特約に基づく期限の利益喪失の手段に出たことを正当づけるものといえる。

2. 最高裁（一小）昭和57年11月4日判決¹⁸⁾（原審：東京高裁昭和54年5月29日判決¹⁹⁾）

[判例2]

a. 事案の概要

X社（原告、控訴人、上诉人）は、酒類の販売を業とする有限会社である。

昭和44年3月31日、X社は、A社（酒類卸売業者）に対するビール等の仕入代金の支払いを用途と約定して、Y銀行から300万円を借り入れた。この借入金はY銀行にあるX社の当座預金口座に入金された。

ところが、X社の代表者であるEは、翌4月1日、この当座預金口座から420万円（うち、250万円はX銀行の預手2通、170万円は現金）の払戻しを受け、これを所持したまま、家族に無断で愛人と温泉へ出かけた。

Y銀行はこのことを知り、直ちに支店長代理MらをX社の店舗に赴かせ、善後策を講じようとしたが、Mは、X社がY銀行との間に締結した銀行取引契約に係る約定書第2条、第4条の規定に該当

する事由が生じたものと判断し、その場でX社の取締役Fおよび監査役Gに対し、Y銀行が債権回収のため預金を確保する手段を講ずる旨を口頭で告知した。

ここでいう銀行取引契約に係る約定書第2条、第4条には、次のような規定がなされていた。

・ X社の債務不履行のとき、または履行困難とY銀行において認めるときは、X社のY銀行に対する一切の債権は、通知を要しないでY銀行に対する一切の債務に振替充当されても異議がない (2条)

・ X社がY銀行に対し不利益な行為をしたとき、X社に債務不履行のおそれがあるとY銀行において認めるときは、X社は、通知又は催告を要しないで期限の利益を失いすべての債務を一時に弁済する (4条4号、7号)

Y銀行は、調査の結果、上記420万円からはA社に対する支払いがなされておらず、Eが上記のとおり、この金額を所持したまま行方不明となっていることを知って、X社に対する貸付金が約定された用途とは異なる支払いに費消されるおそれがあり、この状況下で4月3日の時点において既に上記貸付金債務の履行困難な事態が生じていると判断し、同日、X社に対する債権回収を保全する措置として、X社の当座預金残高約55万円を全額、貸付案件口であるX社の別段預金口座に振り替えた。

なお、Eは、4月2日午後11時すぎに自宅に帰ったが、その後、事態の收拾策を講じるため、時日をおかずにY銀行との間に折衝を始めたという事実は見あたらない。

その後X社は、本当座預金口座を支払口座とし、振出日を4月7日とする、額面2万4712円の小切手1通を振り出した。A社がこれをB銀行に取立委任し、B銀行は4月9日、Y銀行に対して支払いのためにこれを呈示したが、上記のような事情からY銀行におけるX社の当座預金口座には残高がなかった。したがって、本来であればこの小切手については不渡りの手続きをとるべきところ、A社からB銀行を通じて依頼返却の手続きをとるよう要請され、X銀行は本件小切手を不渡りとせず、B銀行に返却した。

A社はX社の営業が急激に悪化したものと判断し、X社の店舗にあった全商品 (110万円余相当) を強引に引き上げた。

X社は、Y銀行は上記の小切手を呈示の日に支払う義務があったのに、その支払いをしなかったとして、Y銀行に対し債務不履行による1541万円の損害賠償を求めた。

b. 判旨

原審の認定した事実関係のもとにおいては、本件約定書2条の規定に基づきX社の当座預金残高をX社の別段預金口座に振り替えたY銀行の処置に不当はなく、したがって本件小切手の支払いに関してY銀行に債務不履行の責任を問うべき余地はないとした原審の判断も正当である。

3. 仙台高裁平成4年9月30日判決²⁰⁾ [判例3]

a. 事案の概要

酒類販売業を営む老舗であるX社は、既存の手形借入金返済資金の一部に充てるため、平成2年4月9日、手形貸付けの方法によりY銀行から410万円を借り入れた。

X社は経営不振に陥り、経営の立て直しのため、一時は同県の手酒造会社から出向者を迎え、経営の指導を受けていたこともあった。しかし、依然として経営実績が伸びないため、平成2年5月ころ、A弁護士が委任された。A弁護士は、大手酒造会社からの出向契約を打ち切り、債権者から債務の繰り延べを受けるなどの方法により、経営の再建を図ろうとした。

X社は、事業継続と負債の整理のため債権者集会を開くこととし、A弁護士名義の「債権者集会開催のお知らせ」と題する書面を作成し、大口の債権者に対し債権者集会の通知をした。

Y銀行へは、同年6月26日にX社のB専務取締役がこの書面を持参した。そこには、X社の「事業継続並びに負債の整理のためには、誠に遺憾ながら債権者のご協力を仰がなければならない事態となっております」などの文言があり、4日後の6月30日に、X社において債権者集会を開催する旨の記載があった。

X社は、この書面を持参する以前には、Y銀行に対し、弁護士指導による新しい経営になったことや、新たに事業継続または再建をめざすことにつき、事前に相談や協力を求めることをしていなかったため、Y銀行にとっては、この書面は突然の通知だった。

Y銀行にこの書面を持参したBは、これをY銀行の融資担当行員Nに手渡した後、何らの説明もせず帰ろうとしたが、Nはこれを引き留めて問いただしたところ、Bからは、「債権者集会では、金融機関に対して債務の棚上げや利息の減免をお願いするようだ」などの発言があった。

Y銀行は、これら情報を検討し、X社が当時負担していた債務を独自に調査した結果、X社に対する貸付金債権が回収不能の状況にあるとの判断に達した。なお、当時X社は、金融機関に対して約1億1200万円、仕入先等に対して約8900万円など、多額の債務を負担していた。

6月27日、X社はY銀行に対し普通預金の払戻しを求めたが、Y銀行は、この判断に基づき払戻しを拒否した。

Y銀行は、6月28日、X社に対し、内容証明郵便により、Y銀行のX社に対する貸付金債権について債権者集会の通知を受領したことを理由に、X社が当然に期限の利益を喪失した旨、およびこれを前提に貸付金と預金とを相殺する旨の通知を出した。

債権者集会は予定どおり開かれ、X社からは再建計画書が示されたが、X社からの債務繰り延べの提案は認められなかった。

その後X社は、手形不渡りや銀行取引停止処分を受けることなく、従来の仕入先とは取引を継続している。

X社がY銀行に対し預金の返還請求訴訟を提起したところ、Y銀行は相殺の抗弁を提出した。

原審は、Bが持参した債権者集会の通知の内容およびその際のBの説明などから、銀行取引約定書5条1項1号の「支払停止」に当たるとして、相殺の抗弁を認めた。

これに対してX社が控訴した。

b. 判旨

本判決は、次のように述べて、X社の控訴を棄却した。

(1) 次のような点から、X社の行った債権者集会の通知およびその前後の状況は、銀行取引約定書にいう「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」に該当する。

・書面の内容は、X社に事態の急転があり、事業の継続等のためには債権者の協力が必要な事態に立ち至ったことを推測させるものであること

・債権者集会の開催日時が4日後という切迫したものであったこと

・X社はY銀行に対し事前に何らの相談等もしていないこと

・Bの発言や態度

・X社の当時の負債総額

(2) X社は、Y銀行が行った相殺は、Y銀行の利益に偏し、中小企業の経営を圧迫するものであるから、信義則に反し無効であると主張するが、認定の諸事実に照らすと、そのようにはいえないことは明らかである。

4. 広島高裁平成14年12月12日判決²¹⁾ [判例4]

a. 事案の概要

X銀行（原告、被控訴人）は、平成元年6月9日、最終弁済期日を平成26年5月31日として、1000万円をY₁（被告、控訴人）に貸し付け、Y₂（同）はこの貸付債務につき連帯保証をした。その弁済については、元利均等弁済の方法により、平成元年6月30日から最終弁済期日まで、毎月末日に元利金6万2608円（利息年5.7パーセント）を支払うものとされた。Y₁とY₂は夫婦である。なお、この貸付けは個人向けの貸付けであったことから、銀行取引約定書が差し入れられることはなく、金銭消費貸借契約証書の中に次のような期限の利益喪失約款が定められていた。

「次の各場合において、債権保全を必要とする相当の事由があるときには、貴行の請求によって貴行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

<中略>

(3)貴行の請求する担保、もしくは増担保の差入れ、あるいは保証人の追加を怠ったとき、その他借主が貴行とのいっさいの取引約定の一にでも違反したとき。

<中略>

(11)前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。」

本件貸付は土地の購入資金としてなされたものであり、Y₁は購入した土地（本件土地）に、本件貸付と同日付で本件貸付債務を被担保債務とする抵当権を設定した。

Y₂は代表取締役としてA社を経営していた。A社は、X銀行から、平成2年11月7日、事務所兼倉庫建設資金として1000万円を借り入れた上、本件土地上に建物（本件建物）を建築した。A社はこ

の借入金を、平成6年1月14日に完済した。

A社は、平成9年5月30日、X銀行から運転資金として1000万円を借り入れた。平成11年9月ころになって、A社は経営不振となったため、Y₂はX銀行に対し、Y₂の個人資産を売却して一括返済を行うことを条件にA社による約定返済の猶予を申し出た。(その後、A株式会社はこの申し出を撤回し、平成11年12月6日までにこの債務を完済した。)

これに対しX銀行の融資担当者がY₁、Y₂の個人資産を調査したところ、Y₁から抵当権設定契約証の抵当権設定者の通知義務に関する規定に基づく通知がなかったため、本件貸付の担保として本件建物の提供を受けていないことが判明した。平成11年9月上旬、X銀行の融資担当者は、Y₁、Y₂に対し、本件貸付の追加担保として本件建物を提供することを求めるとともに、これに応じないときは、本件貸付債務につき一括返済請求を含めて強制的な手段を取らざるを得ないことになる旨を説明した。

この請求は、金銭消費貸借契約証および抵当権設定契約証の規定に基づくものであったが、Y₁、Y₂は、X銀行の行員が強制手段に言及した点を脅迫的要求であるなどとして、同年12月、書面をもってX銀行に抗議した。

これ以降、Y₂はX銀行の書面による謝罪等を求め、次第に行動をエスカレートさせていった(この過程で、X銀行はY₂が委任した右翼団体政治結社の者から交渉を求められたこともあった)。

これに対し、X銀行は、支店長を含め、追加担保要求交渉の際の行員の説明に不適切な点があったことにつきY₂に対し口頭での謝罪を行ったものの、それ以上の要求には応じなかった。

平成13年3月に至り、Y₂は連続して2通の書面をX銀行に提出・送付し、本件金銭消費貸借契約を契約日に遡って白紙撤回し、借入金1000万円から平成13年2月28日までに支払済の元利金890万5940円および慰謝料100万円を相殺した残額9万4060円を返却するとし、併せて同金額の普通為替証書(郵政省同月15日発行)をX銀行に送付した。X銀行はこの普通為替証書を返送したが、Y₂が受取りを拒否したため、同金額を供託した。

X銀行は、Y₁、Y₂に対し、同年3月26日ころ到達した書面をもって、本件貸付債務の返済について、同月30日までにXが引き続きY₁の返済口座から返済金を引き落とすことを承諾する旨の連絡がないときは、金銭消費貸借契約書中の期限の利益喪失約款に基づく請求により、同年4月2日を限り期限の利益を喪失させる旨を通知した。

Y₁の返済口座には同年3月にY₁から100万円が預け入れられていたが、この趣旨を同月26日にX銀行の次長が電話でY₂に問い質したところ、Y₂は、3月15日付けでXに対する返済は済んでおり、Xが返済口座から資金を取るとは許さないという趣旨の発言があった。さらに、Y₂は翌27日にX銀行を訪れ、同支店長および次長に対し同趣旨の発言を行った(この際、Y₂が怒号したため、X銀行行員の通報により駆け付けた警察官により店外に連れ出された)。

翌28日、Y₂は再度X銀行を訪れ、金銭の貸借はないので契約書を返してほしい旨の要求をした

が、X銀行の支店長らは、本件貸付債務の弁済が未了であるとしてこれに応じなかった。

その後、Y₁、Y₂からは、引き続きY₁の返済口座から返済金を引き落とすことを承諾する旨の連絡がないまま、催告期限である平成13年3月30日が経過した。

b. 判旨

(1) 本件期限の利益喪失約款の有効性

金銭消費貸借契約証書の期限の利益喪失にかかる規定中の「前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」という約款は、その前の各号に列挙された「具体的事由に準ずる客観的にみて債権保全の客観的必要性があるとき、すなわち債務の信用度がかなり低下し、本件貸付債権回収を弁済期到来まで待つことを債権者である被控訴人に期待することが社会通念上無理であるときに、被控訴人[X銀行]に期限の利益喪失形成権が発生することを規定したものと解するのが相当である。

そうすると、本件約款については、控訴人ら[Y₁、Y₂]に不当な不利益を強いるものではなく、また法律関係を不当に混乱させるものでもないから、有効なものというべきである。

(2) 期限の利益喪失の有無

Y₁、Y₂がX銀行に対し、本件貸付債務の弁済を今後一切しないとの意思を表明し、債務履行の催告期限までに、X銀行が引き続きY₁の「返済口座から返済金を引き落とすことを承諾する旨の連絡をしなかったものであるから、客観的にみて本件貸付債権保全の客観的必要性があることは明らかであって、本件貸付債権を弁済期到来まで待つことを債権者である被控訴人[X銀行]に期待することは社会通念上無理であると認められるから」、本件の状況は、期限の利益喪失約款の「債権保全を必要とする相当な事由が生じたとき」に該当するものというべきである。

Ⅲ. 東京地裁平成19年3月29日判決

まず、今回の判決の概要を見ておくこととしたい。なお、後の参照の便宜のため、本判決を以下においては「平成19年判決」とよぶ。

1. 事案の概要

本件は、平成17年11月に発覚した、いわゆる耐震偽装問題に関連して、施工業者としてたびたび報じられたA社（木村建設株式会社）の破産管財人であるX（原告）が、A社の主要な取引銀行であったY銀行（被告）に対して、A社がY銀行に対して行った弁済につき否認権を行使するとともに、Y銀行が行った期限の利益喪失請求及び預金凍結が不法行為にあたるとして、それによる損害の賠償を求めたものである。

本件の事実経緯はおおよそ次のようなものであった。

平成17年11月19日（土曜日）の朝、朝刊各紙が、耐震偽装問題に関連して、既に完成し耐震不足の恐れがある14棟のうち9棟をA社が施工していたことなどを報じた。また、これに先立つ11月17

日、国土交通省のホームページには、この問題に関連してA社の名前も掲載されていた。

Y銀行にはこの時点でA社に対し手形貸付けの方法による総額15億9500万円の貸付けがあった。一方、Y銀行はこの日の午後0時46分から47分にかけて、A社がY銀行（八代支店）に預け入っていた預金のうち次の預金に支払禁止コードを設定し、預金を凍結した。

① 普通預金	34,442,393円
② 普通預金	0円?
③ 当座預金	1,332,584,316円

Y銀行はこの日の夕方、A社のY銀行に対する全債務の期限の利益を喪失させるべく、次のような通知書の内容証明郵便でA社にあて送付した。この通知書は、翌20日にA社に到達した。

「…平成17年11月19日付熊本日日新聞記載の偽造した耐震の構造計算書が使用された問題で、設計業者と施工業者に貴社企業名が記載されたことに伴い、今後の貴社営業活動に重大な影響を及ぼすことが推測されることより、当行の債権保全を必要とする相当の事由が生じたと客観的に認められました。つきましては、…銀行取引約定書の約旨に基づき、貴社の当行に対する一切の債務の期限の利益は喪失いたしましたのでご通知申し上げます」。

Y銀行は、通知書を発送した後、同日（19日）午後10時40分ころからA社の本社においてA社と面談した。この席でY銀行はA社に対し、期限の利益喪失通知書を発送したこと、およびA社のY銀行に対する預金を凍結したことを通知した。

翌11月20日（日曜日）午前11時30分にA社の社長らはY銀行を訪れ、A社は耐震偽装問題の被害者であり、現在の工事の受注力によれば経営を維持できると説明した。この際、資料として示されたA社の工事受注明細書等は、A社の新規受注工事の減少やA社が施工または設計・施工を行った物件について耐震性に疑問を抱く注文者による代金の支払いの留保等を考慮したものではなかった。

これに対しY銀行の支店長らは、同日の午後6時ころA社を訪れ、A社の支援を継続することができないこと、およびY銀行の方針に変更がないことを伝えた。この際、A社の社長らは、従業員給与2か月分相当額をA社に残すよう要望し、Y銀行の支店長は、検討すると回答した。

A社からの要望を受けて社内で検討の上、Y銀行は、③の当座預金のうち1億5600万円を従業員給与相当額として開放、残りの11億7658万4316円は回収することにした。

翌11月21日（月曜日）午前9時22分、Y銀行は、この旨をA社に伝えるとともに、これらの金額に対応する小切手2通をA社が発行し持参するよう申し入れた。A社の総務部長は、同日午前10時30分にY銀行を訪れ、Y銀行の申し入れどおりの小切手2通を交付した。この際Y銀行は、額面1億5600万円の小切手については、従業員給与の支払のために別の口座で保管することを告げた。

同日の午前11時3分から午後1時58分にかけてY銀行内では、次のような資金の振替処理等がなさ

れた。

まず、A社の定期積金および定期預金につき次のような解約処理がなされた。このうち、「→ ①」は、上記①の普通預金口座への振替入金、「→回収」はY銀行からA社に対する手形貸付の回収口への振替を示す。

	元金		解約利息	
定期積金1	5,400,000円	→ ①	1,013円	→ ①
定期積金2	4,200,000円	→ ①	432円	→ ①
定期預金1	7,971,795円	→回収	31円	→ ①
定期預金2	120,842,574円	→回収	5,118円	→ ①

①の普通預金口座には、これらに加えて、先に当座預金のうち従業員給与に充てるものとされた1億5600万円および本件手形貸付の戻り利息（手形貸付は利息前払いのため、期限前に回収がなされる場合は、未経過分を払い戻す）1260万7620円が入金された。また、A社は、Y銀行以外の取引銀行であるM銀行から3700万円を①の普通預金口座へ送金した。これらの結果、①の普通預金口座の残高は、2億4965万6607円となった。

A社は、同日午後2時36分にY銀行の指示に従い、Y銀行八代支店に「従業員給与口木村建設株式会社」名義で普通預金口座（④）を新規に開設し、その直後に上記①の普通預金口座の残高全額がこの口座に入金された。

一方、Y銀行は、期限の利益を喪失した手形貸付金総額15億9500万円のうち合計13億0539万8685円を次のとおり振り替え、回収した。なお、この時点で、Y銀行がA社に対して有していた担保の評価額は、不動産担保が1億8981万円（そのうち1億円は熊本県信用保証協会への引き当て）、有価証券が1378万8900円で、熊本県信用保証協会の保証金額は1億4000万円であった。

③ の当座預金から	1,176,584,316円
定期預金1の元金	7,971,795円
定期預金2の元金	120,842,574円

21日にY銀行八代支店に取立てのために呈示された、A社が支払うべき手形の額面金額は合計7億1912万2492円であったが、Y銀行は、同日の11時53分から午後0時24分までの間に手形の不渡処理を行い、同日午後2時40分、木村建設の取引先に対して一斉に、資金不足を理由に手形を不渡りとした旨、発信した。

A社は、それから3日後の11月24日には、記者会見を行って自己破産の申立てをする旨表明し、12月1日に、実際に破産手続開始の申立てをした。翌2日の破産手続開始決定を受け、Xが破産管財人に選任された。

この間の11月29日に、④の従業員給与口座から、従業員給与（解雇予告手当）や破産申立て費用に充てるための払戻しが行われ、④の普通預金口座の残高は、4965万5767円となった。

2. 判決の概要

東京地方裁判所はXの請求のうち否認権行使の部分を認めて、Y銀行に対し、先に述べた手形貸付の回収金相当額の13億0539万8685円とこれに付帯する利息をXに支払うよう命じた。一方、Y銀行による期限の利益喪失請求及び預金凍結が不法行為にあたるとして行った損害賠償請求など、Xのそれ以外の請求は認めなかった。

なお、この判決に対しては、XおよびY銀行の双方とも東京高裁に控訴したが、その後の和解により、本件訴訟は終結している²²⁾。

本件の争点は、大別すると、①Y銀行の行った期限の利益喪失請求の有効性・適法性の問題と、②否認権行使の可否など破産法上の問題とに分けられる。②の問題も非常に興味深いものであるが²³⁾、本稿の目的に即して、ここでは特には触れない。

①の問題について判決は次のような理由から、本件の期限の利益喪失の請求は、有効かつ適法であると認めている²⁴⁾。

Y銀行は、A社に対して、常時14億円から15億円程度の貸付けを行っていたが、その大半は無担保の貸付けであった。これは、A社の建築工事の受注先が信用力のある大手企業が多く、そこから支払われる工事代金を信用供与の基礎としていたためである。「A社が将来的に建設工事を受注することができることがY銀行のA社に対する信用供与の前提であったといえることができる」。

本件に関する11月19日の新聞報道および11月17日の国土交通省のホームページに記載された情報は、「A社が、B建築士が構造計算書を改ざんした疑いのある物件の多くの施行又は設計・施行を行っていることを内容とするものであり、A社の耐震偽装問題への関与を疑わせるものであった」。Y銀行がこれらの報道や情報を受け、「A社が、建設工事について新規の受注を得ることができず、既に施行が完了した工事又は継続中の工事についても工事の中断、注文者から工事代金の支払の留保や請負契約の解約がされる可能性が強く、A社が施行又は設計・施行を行っている物件については損害賠償を請求される可能性があったと判断することもやむを得なかったといえることができる」。

A社のC社長らは、遅くとも同月11日（新聞報道の8日前）には、特定官庁から建築基準法に基づく報告を求められ、A社が施工した物件のうちの一つが問題の建築士が構造計算書を改ざんした物件であることを知っており、17日（新聞報道の2日前）には、B建築士が構造計算書を改ざんした物件に、A社が施工、設計・施行を行った物件が含まれていることを知っていたにもかかわらず、銀行取引約定書 12条2項に違反し、このことをY銀行に報告しなかった。これは、Y銀行のA社に対する信用を失わせるものである。

「以上の事情に照らすと、Y銀行がA社に対して期限の利益喪失の請求を行った時点で、本件約

定書 [筆者注：銀行取引約定書] 5条2項5号所定の「債権保全を必要とする相当の事由」が具備されていたことができ、Y銀行がA社の主要な取引銀行であり、A社が熊本県内最大手の建設会社であることを考慮しても、本件期限の利益喪失の請求は、有効かつ適法であるというべきである」。

IV. 期限の利益喪失条項の趣旨・目的・機能

1. 民法137条の立法趣旨

期限の利益喪失に関する一般条項の適用範囲を定めるにあたり、まず、この条項が置かれる趣旨、目的、機能といった社会的・経済的背景を確認しておく必要がある。中でもまず対象とすべきは、法定の期限の利益喪失事由を定めた民法137条の規定である。

このうち、1号の「債務者が破産手続開始の決定を受けたとき（債務者カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ）」については、制定当初は、破産手続に入っても約定期限まで債務の弁済を待たなければならないとすると、破産手続終結の見通しがたたない、といった手続上の要請によるものとされた²⁵⁾。その後、破産法が改正され、制度上の手当がなされたため、この規定は適用の余地がなくなった²⁶⁾（破産法103条3項）。

一方、2号（「債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき」）および3号（「債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき」）については、債務者が自己の行為により債権者の信用の基礎を減少させ、これによって債権者が初めに期限の利益を与えた根拠を失わせたためであるとされる²⁷⁾。「客観的にも、債権者の期待した担保が減ったりなくなっており、主観的にも、そのようなことをする債務者は信用できず、期限まで待っていると、ますます債務者の財産状態が悪くなる恐れがある。この場合に、債権者に待たせるのは酷であり、とにかく現在の財産を差し押さえてそこから弁済させるのがよく、債務者としても、制裁を加えられてもやむを得ないということである」と説くもの²⁸⁾もある。

2号および3号については、債務者の行為によることが要件とされる²⁹⁾。債務者の故意過失を要するかについては、民法上明文はないが、要しないと解されている³⁰⁾。債務者の不法行為上の制裁ではなく、債務者がその行為によって自らの信用の基礎を低下させた場合の問題であることがその理由とされる³¹⁾。

2. 銀行取引約定書5条の必要性

民法137条に加えて、銀行取引約定書において期限の利益喪失事由を規定する必要性は次のように説明される³²⁾。

「銀行与信取引において、取引先はこれらの場合以外は期限の利益を喪失することはないというのでは、銀行が債権保全に支障をきたすことは明らかである」。「銀行与信取引は銀行・取引先間の高度の信頼関係を基礎とするものであるから、およそ取引先にこの信頼関係を破壊するよう

な事由が生じたとき、換言すれば信用失墜をきたす事態や行為があったときは、銀行は本来の弁済期前であっても直ちに取引先に対して貸付債権の弁済を請求できるというのであれば、債権の保全は期しがたいからである」。

注目されるのは、民法137条についても、銀行取引約定書5条についても、債務者の信用毀損「行為」に注目している点である。しかしながら、銀行取引約定書5条に列挙された期限の利益喪失事由の中には、直接には債務者以外の差押債権者や担保権者の行為によるものも含まれている。もちろん、その場合でも、多くは債務者の信用の低下が原因でそのような事態が生じるのであろうから、間接的には債務者の行為がかかわっているといえなくもない。しかし、たとえば、平成19年判決の事案についていえば、最終的には、耐震偽装問題はB建築士が単独で構造計算書を改ざんしたものであると結論づけられており、A社の信用の低下はA社の行為によって生じたものとは必ずしもいえない。

一方、期限の利益喪失には次のa～eのような効果があるといわれる³³⁾。銀行取引約定書5条の必要性をこのような効果から説明すること、すなわち、「債権保全上必要とされる相当の事由」が生じた際にこれらの効果を実現させたいがゆえに銀行取引約定書5条が置かれているという説明も可能であろう。ただし、d.の遅延損害金の発生という効果については、これを主たる目的として期限の利益を喪失させたということになれば濫用の誹りを受けかねない。また、e.の時効の進行については、債権保全上の立場からは、やむなく生じるもので、これを目的に期限の利益を喪失させることは考えられない。

a. 相殺適状

期限の利益の喪失により自働債権の弁済期が到来するから、受働債権である預金債権が弁済期にあればそのまま、弁済期にない場合は銀行自ら期限の利益を放棄して相殺適状を作り出すことができる。最高裁が昭和45年判決で無制限説をとったことから、差押えの効力が生じる前に相殺適状にすることの重要性は失われたが、預金を差押えた債権者から取立てがあった際に、相殺の抗弁を出せるようにしておく必要がある。また、流動性預金については預金者が払戻しを請求する場合に備え、いつでも相殺を主張できるようにしておく必要性もあると考えられる。

b. 担保権を実行することができる

c. 代金取立手形などにつき商事留置権を行使できる

d. すべての債務につき遅延損害金が発生する

e. 時効が進行する

V. 期限の利益の請求喪失にかかる一般条項の解釈の一般的基準

期限の利益の一般的請求喪失事由である「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」とは、どのような場合をいうのかについては、この規定が非常に抽象的である一方、銀行実務上の

必要性の高い条項であるため、これまでもしばしば論議の対象とされてきた。ここでは、その成果を振り返った上、この問題に対する私見を示し、これに即して平成19年判決を検討する。

1. これまでに提案された一般的基準

a. 裁判例

先に紹介した裁判例のうち、一般条項の解釈について一般的な基準を示したものは [判例4] にとどまる。そこでは、期限の利益喪失事由として列挙された「具体的事由に準ずる客観的にみて債権保全の客観的必要性があるとき、すなわち債務の信用度がかなり低下し、本件貸付債権回収を弁済期到来まで待つことを債権者である被控訴人に期待することが社会通念上無理であるとき」という基準が示されている。「客観的にみて債権保全の客観的必要性があるとき」という表現については、「客観的」の語が重ねて使われているなど必ずしも明確ではない。それに続く言い換えのうち、「債務の信用度がかなり低下」することが「債権保全の客観的必要性」に対応し、「貸付債権回収を弁済期到来まで待つことを債権者…に期待することが社会通念上無理であるとき」が「客観的にみて」に対応するものであろうか。いずれにせよ、「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」に該当するためには、債務者の信用が相当程度低下するという債務者側の事情と、期限の利益を喪失させるという積極的な行動を起こす債権者側の事情のいずれについても客観的相当性が要求されるということであろう。

b. 学説等

これまでになされてきた様々な論議の中で示されたものとして次のようなものがある。

(1) 新ひな型の立案者らは、「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」の例として次のようなケースを掲げている³⁴⁾。

- ・商品等に処分禁止の仮処分がかかった
- ・会社の内紛で取締役・職務執行停止の仮処分があったりして取引先の営業の継続に支障が生じている
- ・赤字会社との合併が確定的になった
- ・大口の販売先が倒産して連鎖倒産のおそれがある
- ・主力工場が罹災した
- ・ストライキ・ロックアウトの応酬で泥沼の労使紛争が長期にわたって続いている
- ・会社が清算に入った

もちろん立案者らは、これらの事実だけで当然に「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」に該当するとはしていない。これらの事実が生じた場合に、「客観的にみて債権保全の必要性があれば、銀行の請求によって期限の利益を喪失せしめることができる」ということである。また、「この必要性の判断にあたっては、銀行の恣意的・主観的判断に陥らないよう十分に注意しなければならない」とされている³⁵⁾「誰が債権者であっても、そのような事態が発生すれば、自

己の債権の保全策をとることになろう」といった客観的保全の必要性を要件としたものであるとも説明されている³⁶⁾。

(2) 学説には、このような立案者らの見解を、「取引先の信用度が(1項の場合ほどではないにしても)かなり低下し、融資債権を弁済期到来まで放置しておくことを銀行に期待することが社会通念上無理であるときにのみ、本項により期限の利益喪失形成権が発生するのが本号の趣旨とされている」と解した上、「本号の事由に該当する場合でも、銀行は、通常、信義則上、まず4条1項による(増)担保等の請求により、その債権保全を図るべきであり、これらの手段が実効のないときにはじめて、本項の期限の利益喪失形成権を行使しうる、と解すべきであろう」とするものがある³⁷⁾。先の [判例4] の示した基準は、この見解の前段の記述をもとにしたものであることがうかがわれる。

(3) 債務者との信頼関係が破壊され債権保全の客観的必要性が生じている場合をいう、とする見解がある³⁸⁾。

(4) 「①客観的認識の可能性、②信頼関係の破壊、③銀行の損失の可能性、の三要件すべてを充足することを基準として具体的事案について判定すべき」であるとする見解もある³⁹⁾。

「客観的認識の可能性」とは、少しわかりにくいのが、[判例3]における「債権者集会開催通知という客観的事実があること」をこの要件の適用例とされていること⁴⁰⁾から判断して、銀行に債権保全を必要とさせるような事情が客観的に認識可能な状態で生じていること(単なる銀行の主観的判断では足りない)を意味するものと考えられる。

(5) 平成19年判決で、原告は銀行取引約定書5条2項5号が適用されるのは、以下のいずれにも当たるような極めて限定的な場合に限られるというべきである、としている。

- ・ 同項1号から4号までに準ずる客観的かつ重大な事由があること
- ・ 期限の利益喪失の請求の相手方の主張も事前に聴取して十分考慮したこと
- ・ 他の方法による債権保全措置を行い、その手段では実効性がないこと
- ・ 誰が債権者であっても債権保全のために期限の利益喪失の請求を行うであろうこと

2. 私見

銀行取引約定書5条2項5号が適用されるのはどのような場合をいうのかについては、前節にみたように、一般的な基準を定立しようとする努力が続けられてきた一方、前節(1)の立案者をはじめとして、具体的にどのような場合がこれに該当するのかを例示したものも少なくない⁴¹⁾。しかし、平成19年判決のような事例をその例示の中に見いだすことはできない。また、5号が「前各号のほか」というように、銀行取引約定書5条2項の1号から4号までに具体的に掲げられた事由が形式的、外形的に生じた場合であってすら、「債権保全を必要とする相当の事由」に該当しない場合は、債務者の期限の利益を喪失させることは許されないと解される。したがって、このような例示を積み重ねたとしても、最後は「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」とはどのような場

合をいうのか、という問題から逃れることはできない。

この問題に対しここでは銀行取引約定書5条2項5号の文理から出発することを試みてみたい。

「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」を文理的にみると、この規定により債務者の期限の利益を喪失させるためには、①債権保全を目的とするものであること、②債権保全の必要性があること、③期限の利益を喪失させることに相当性があること、の3点が要件として求められていると読むことができる。

①の要件については、先に述べた (IV-2) 期限の利益喪失の効果のうち、債権保全目的に対応するのは、aないしcの効果であり、dおよびeの効果は債権保全目的とは直接には関係しない。したがって、たとえば、銀行自身の資金繰りの改善や約定利率よりも高い損害金割合を適用するためといった、債権保全以外の目的のために期限の利益を喪失させることは許されない。また、①の要件は、債権者である銀行の主観に関わる要件である。

ところで、債権保全とは、保「全」であるから、債権者としては、倒産法理の適用を受ける場合を除き、あくまで債権の全額の実現を目指すことが許容されてしかるべきである。民事再生法制定前のいわゆる倒産五法に基づく法的整理手続開始の申立てを期限の利益の当然喪失事由とする銀行取引約定書のもとで、民事再生手続の申立てが期限の利益の当然喪失事由に該当するかが争われた事件の判決⁴²⁾で東京地裁は次のように述べている。

〔筆者注：当該期限の利益喪失〕条項の趣旨は、法的整理手続開始の申立てがあったときは、支払期限が到来していないため未だ履行遅滞に陥っていない債務についても、早晚履行遅滞に陥ることが確実で、かつ、期限の到来した債務の全額につき弁済されることが通常期待し得ず、債務者が即時に債権の全額について期限が到来したものとして対処し得ることを認めたものと解される〕(傍点筆者)

当然のことではあるが、②、③の要件にも関連することであり、念のため確認しておきたい。

②の「必要性」の要件については、債務者の信用力の低下および担保その他の債権保全状況とあいまって、あるいは債務者との間の信頼関係が毀損されたことにより、そのまま放置すれば最終的に債権の全額を回収することが困難となる蓋然性が高いということの意味する。また、通常の場合、期限の利益を喪失させることそれ自体の「必要性」あるいは③の「正当性」を問うことは、債権保全目的の要件 (①) に照らして、適当ではない。期限の利益を喪失させることの効果として可能となる、相殺、担保権の実行、商事留置権の行使などが「必要」であり「正当」であることまでを含む要件とみるべきであろう。この点では、[判例4] のケースは例外に属する。

②の「必要性」の要件については、銀行取引約定書5条1項に列挙された期限の利益の当然喪失事由にも匹敵するような客観的にも明らかな事情によって満たされる場合がある一方、債権者である銀行の主観的判断によっても満たされうると考える。

たとえば、[判例3] においては、債務者は、銀行が期限の利益を喪失させた後も破綻することな

く存続しているのであり、客観的に見た場合は債権保全の必要があったかは疑問である。[判例2]についても同様である。しかし、だからといってこのケースで銀行が期限の利益を喪失させたことが不当であると断じるのは、銀行に不可能に近いことを要求することになり、適当ではないと考えられる。②の「必要性」については債権者の主観的判断によって満たされるとした上で、次の③の「相当性」のレベルで客観的な判断を加えるという議論の整理をすべきであろう。

一方、②の要件を債権者である銀行の主観的要件とも考えることから、たとえ債務者の信用状況が悪化したとしても、約定の期限まで融資を継続することにより業況は上向き、最終的には債権全額の回収に支障は生じないと銀行が判断している場合や、預金などの流動性の高い担保により債権全額の確実な回収が見込まれる場合には、②の要件を欠くと考えられる。

以上のとおり、①および②の要件については、債権者である銀行の主観的判断によって(も)満たされうると考えられるが、これに対し、③の「相当性」の要件については、あくまで客観的に判断されるべきである。また、「相当性」は、(i) 銀行が債権保全のためには期限の利益を喪失させることが必要と判断したことと、(ii) 銀行と債務者との間の利益較量の観点からの双方について求められよう。

このうち (i) については、銀行に対して一般的に求められる水準の審査能力・債権管理能力を備えた銀行であれば債権保全の必要性を認識するであろう、という場合であれば、満たされよう。ただし、融資実行前と異なり、銀行の審査能力や債権管理能力は単に保守的に発揮されればよいというものではなく、融資契約に基づく債務者の期限の利益を最大限尊重した上での債権保全の必要性の判断でなければ「相当性」の要件は満たされないと考えられる。

(ii) については、銀行のもつ公共性・公益性も加味した判断が必要であるとともに、債務者の利益にも十分な配慮が求められると考えられる。

債権保全が十分でなかった場合、私企業としての銀行の利益が減少することにとどまらず、資本が毀損されることを通じ、銀行経営の健全性が損なわれ、ひいては銀行がその公共的・公益的使命を果たすことが妨げられることにもなりかねない。この点については融資実行の判断時より継続的に配慮されるべきであり、債権保全の場面においてこの点をことさら強調することは適当ではないが、さりとて、いったん融資を実行した以上、その後の銀行の債権保全行為が債務者との利益の衡平を欠くほどにまで制約されると解することも妥当性を欠くと考えられる。

この問題を難しくしている一因として、たとえば、銀行が債権保全を必要とするような状況に債務者が置かれているわけではない場合であっても、期限の利益を失わせるという銀行の行為自体が、債務者の資金繰りを悪化させ、結果として債権保全を必要とする客観的状况を作り出してしまいかねないという点がある。この点に照らせば、たとえば銀行が約定の期限まで融資を継続したとしても、それ以外の要因で債務者の信用が低下し、銀行が債権の全額の満足を得ることができなくなるであろう高い客観的蓋然性が「相当性」の要件の内容として求められよう。この点につ

いては、(i)の相当性の観点からも同様の結論が導き出されると考える。

以上が、銀行取引約定書5条2項5号の文理から出発した私見であるが、銀行取引約定書の各条項の解釈については、「約款ないし附合契約の解釈一般についてと同じく」、「信義則に基づいての客観的・合理的な解釈が要求され」、「多くの場合に、少なくとも、文理解釈よりも取引先保護の方向に傾かざるをえない」とされることから⁴³⁾、上記の①から③までの要件に、さらに文理には現れない何らかの隠れた要件を加えるべきか、さらに検討する。

ここで問題となりうるのは、学説⁴⁴⁾や平成19年判決における原告の主張に見られるように、期限の利益を喪失させる前に銀行が増担保請求や債務者の主張の聴取などの行為を行うことを要件に加えるか、という点である。

この点については、上記③の「相当性」の要件についての銀行の主張を補強する上では可能な限り実行されることが望ましいが、債権保全を実行するにあたっては緊急を要する場合が少なくなく、そのような場合を勘案すれば、このような行為を一般的要件の一つとして銀行に求めるべきではないと考える。

たとえば、このような事前の増担保請求を求めている間に債務者の当座勘定から手形の支払いがなされ、その後まもなく債務者が倒産したという場合、銀行の利益の犠牲の下に特定の手形債権者がより多くの回収を図ったということに過ぎず、債務者の利益に資するところとはならない。それでは、当座勘定取引契約を解除した上で増担保を請求すればよいかといえば、債務者の信用を毀損するという点では、増担保請求などせずに期限の利益を喪失させた場合と結果はほとんど異なる。

結局、期限の利益を喪失させる前の増担保請求などの行為を独立の要件として加えるのではなく、③の「相当性」の要件を判断するに当たり一つの要素として勘案すれば足りると考える。

3. 私見に基づく平成19年判決の評価

以上を踏まえて平成19年判決をこれに対する批判の検討も含めて検討する。

①の「債権保全目的」の要件については、本件の期限の利益喪失の手続が債権保全以外の目的でなされたとの主張は原告の主張の中にも見られず、裁判所がその目的について疑いを差し挟むこともない。したがって、この要件は満たされているものと考えられる。

②の「必要性」の要件については、本件の銀行の融資は無担保部分が多く、その分、ひとたび債務者の信用が毀損され、代金の支払い見合わせなどにより資金繰りに支障をきたす蓋然性が高まった場合においては、債権保全の必要性はより高くなるといわざるを得ない。

この点、本件のような受注産業に対する運転資金の貸付けは発注者の信用に問題がない限り回収に不安なく無担保で問題はないことを、本件貸付金のほとんどが無担保貸出であることを「債権保全を必要とする相当の事由」の一つとした裁判所の判断に疑問を呈する見解がある⁴⁵⁾。しかし、貸付時においてそのような判断に基づき無担保で貸出を実行するのは、借入人の一般的な資

金繰りの中で返済財源が確保され、債権が保全されることを期待してのことであって、貸出人は無担保であるからといって債権保全を行うことをあらかじめ放棄しているわけではない。したがって、なんらかの事情で資金の流れが滞り無担保とする前提が崩れた場合には、債権保全の必要性が生じ、その必要性の程度は、十分な担保を確保した貸付債権に比べても高いと考えられる。

③の「相当性」の要件のうち、(i)の、債権保全のために期限の利益を喪失させることが必要と銀行が判断したことが相当であったか、という点については、本件における被告銀行の対応や判決の内容に疑問を呈する向きが少なくない⁴⁶⁾。しかし、本件の事実関係から判断して、銀行が債務者の期限の利益を喪失させたことについて、この意味での相当性は認められると考える。

この点については、論議の起点となる事実の認識にずれがあるようにも思われるので、裁判所が認定した事実に加えて、やや邪道かもしれないが、新聞報道などの内容も含めて事実関係を整理しておきたい。

たとえば、注23)に掲げた三上論文によれば、「耐震偽造問題が持ち上がったのは、10月18日に、匿名の告発を受けて国土交通省が関係者の立入検査を実施した時からであり、世間に発覚したのは11月18日の国土交通省の公表を受けて19日の朝刊で報道されたのが最初である。判決の事実認定通りとすれば、Y[銀行]も19日に本件事実を新聞報道により知ったことになっている。同日の新聞報道を見る限り、この時点で[A社]が被害者なのか加害者なのか(建築の注文主からの損害賠償義務を負うのか)ははっきりしない。そのような状況で、Y[銀行]は同日午前中には期限利益喪失を決定しており、これは20日に正式に[A社]から説明や今後の業務見通し等を聞く前である」とされる(当事者の呼称は、本稿での呼称に従って筆者が変更)。

確かに、A社の名が新聞紙上に登場するのは、本判決の事実認定にもかなり詳細に述べられているように、11月19日である。しかしながら、耐震偽装問題の存在は、11月17日の国土交通省の報道発表(この際の資料にはA社の名も既に登場している⁴⁷⁾)を受けた翌18日の朝刊で明らかにされていた。テレビ各局は、17日の夕刻には報道を開始していたはずで、Y銀行の役職員にも、この問題の重大さが相当程度浸透していたと思われる。特に、マンション購入者に被害が及ぶ可能性が当初から示唆されていたことは、昨今の食品偽装問題などの推移をみれば、事の真偽や、本来の意味での加害者・被害者が誰であるかは別にして、名前が上げられた企業に非難の矛先が向かい、その経営に甚大な影響が及ぶことに対する危機感を抱かせるのに十分であろう。したがって、19日に自行が主要取引行の地位にあるA社の名前が出た際に、Y銀行が債権回収に一気に舵を切るだけの土壌が17日から18日にかけてのテレビや新聞の報道によって十分に形成されていたと考えられる。さらに、本件判決の事実認定によれば、Y銀行は「本件新聞報道及び本件インターネット情報 [筆者注：国土交通省のホームページに掲載された情報] によって初めて」A社と本件耐震偽装問題との関連を知ったとされている(傍点筆者)⁴⁸⁾。果たしてY銀行が国土交通省のホームページに掲載された情報にいつ接したのかは定かではないが、17日以降、19日の新聞報道より

も前に、これを知っていた可能性も否定できない。

おそらく、19日(土曜日)の時点でのY銀行にとっての最大の問題は、21日(月曜日)以降にA社が支払うべき手形につき自行からの資金の流出を許すのか否かという問題だったと推察される。先に本件の「事案の概要」において見たように、Y銀行八代支店を支払場所とする手形の額面総額は、21日を支払日とするものだけでも7億円を上回る規模に及んでいたのであるから、この判断は非常に重い判断である。

ちなみに、このような場合、Y銀行が手形の支払いをストップさせるという道を選ぶのなら、19日の段階でまずなすべきことは、期限の利益喪失の手続ではなく、当座勘定取引契約の解約であろう。もっとも、当座勘定取引契約を支払銀行からの一方的な意思表示によって行う場合であっても、相応の「必要性」、「相当性」が求められる⁴⁹⁾、A社破産の直接の引き金となったのは、A社が借入金について期限の利益を喪失したことではなく、それに伴い支払手形を不渡りとしたことであろうから、いずれの道を選択しようとも、結果において大きな違いは生じなかったであろうと推察される。

ともあれ、Y銀行は19日の時点でA社の期限の利益を喪失させるという道を選択することにより、21日以降の自行からのA社資金の流出を許さないという判断を行った。このきっかけとなったのは新聞その他の報道だったが、③-(i)の、債権保全のために期限の利益を喪失させることが必要と銀行が判断したことが相当であったか、という点に関していえば、報道が客観的の実態であるかを見極めてからでなければ相当とはいえないと考えるべきではない。今日のように、いわゆる風評被害あるいはレピュテーションの毀損が企業の存続すら危うくする事態が頻発している時代にあっては、不幸なことだが、そういったものの客観的影響についても銀行は考慮せざるをえない。事の真偽にかかわらず、そのような風評が広まり、そのことがA社の信用を著しく低下させることが合理的に予見されるのであれば、債権保全のために期限の利益を喪失させることが必要と銀行が判断したことは相当であるといえよう。そのような状況のもとで、かつ融資残高の半分に近い返済資金が目前で銀行から流出しようとする状況の下では、「融資債権を弁済期到来まで放置しておくことを銀行に期待することが社会通念上無理」と考えられるからである。

最後に、(ii)の、銀行と債務者との間の利益較量の観点からの「相当性」について検討する。

本件の場合のA社の利害は、いうまでもなく、支払手形を支払い自社の財務面での信用を維持しつつ、耐震偽装問題についての真相を明らかにし、自社に向けられた誤った風評を払拭して、業況を回復させることであつたと考えられる。A社に対して、マスコミをはじめとする極めて厳しい非難が集中した大きな原因の一つに、A社のあまりにも早い破産が「計画倒産」との印象を与えたことがあるのは否めず、その点において、Y銀行のとつた行動がA社の利益を大きく損ねたことは否定できない。しかしながら、先に見たように、Y銀行にとつても、期限の利益を喪失させることなく、返済資金を外部に流出させることによって失うものは極めて大きく、Y銀行の正

当な権利と考えられる相殺権の行使（実際には、この方法によらなかったことがY銀行の蹉跌となってしまったのだが）を抑制すべきとすることはY銀行にとってあまりに酷である。

A社としては、自社の利益をY銀行のそれに優先させようとするならば、風評被害が自社にもたらす負の影響を合理的に見積もり、それを克服してY銀行に対する債務の全額を履行しうる現実的なプランをY銀行に示すべきだったといえよう。

実際には、このようなプランが示されることはなかったのであり、利益較量の観点からもY銀行がA社の期限の利益を喪失させたことは相当だったといえよう。

以上のとおり、私見の基準に則して平成19年判決を見る限り、Y銀行が銀行取引約定書5条2項5号に基づき、「債権保全を必要とする相当の事由が生じた」としてA社の期限の利益を喪失させたことは正当であると考えられる。

脚注

- 1) 全銀協法規小委員会編『新銀行取引約定書ひな型の解説』13頁(金融財政事情研究会、1977)
- 2) 三上徹「期限の利益喪失条項と喪失事由」塩崎勤ほか編『銀行関係訴訟法』153頁(青林書院、2007)
- 3) 我妻栄『新訂民法総則(民法講義I)』424頁(岩波書店、1965)
- 4) 最大判昭45.6.24民集24巻6号587頁
- 5) 我妻栄『新訂民法総則(民法講義I)』424頁(岩波書店、1965)
- 6) 加藤一郎＝鈴木禄弥編『注釈民法(17)』250頁[鈴木禄弥](有斐閣、1969)
- 7) 加藤一郎＝鈴木禄弥編『注釈民法(17)』253頁[鈴木禄弥](有斐閣、1969)
- 8) 同上
- 9) 水田耕一『貸付取引(上)』248頁
- 10) 安武政敏＝伊達良治＝堀内仁ほか編『銀行取引約定書雛型の解説』(金融財政事情研究会、1962)
- 11) 全銀協法規小委員会編『新銀行取引約定書ひな型の解説』20頁以下(金融財政事情研究会、1977)
- 12) 「信用金庫取引 … 約定書の五条に『期限の利益の喪失』という項があります。… 五条に、「期限の利益の喪失」という項があります。そうして、… 一番最後、二項三号に、『その他債権保全のため、とくに必要と認められるとき。』とある。ということは、その金融機関が、主観的に、自由に選択できるということです、いつでも」。昭和51年2月3日衆議院予算委員会における田中武夫委員の発言。『国会会議録検索システム』(<http://kokkai.ndl.go.jp/>)より検索・ダウンロード
- 13) 全銀協法規小委員会編『新銀行取引約定書ひな型の解説』77頁(金融財政事情研究会、1977)
- 14) 全銀協法規小委員会編『新銀行取引約定書ひな型の解説』87頁(金融財政事情研究会、1977)
- 15) 金法589号32頁。なお、事実関係の一部につき、同32頁の「コメント」を参照した。
- 16) 最大判昭45.6.24民集24巻6号587頁
- 17) 最大判昭39・12・23民集18巻10号2217頁。なお、本判決の判決文(金法589号33頁)を参照した。
- 18) 金法1021号75頁
- 19) 金法906号33頁。なお、事実関係の一部につき、同33頁以下の「コメント」を参照した。
- 20) 判時1507号140頁、判タ812号220頁、金法1404号32頁。なお、原審(青森地裁八戸支部平成3年5月20日)の内容および事実関係の一部については、金法1404号32頁の「コメント」を参照した。

- 21) D1-Law.com 判例体系・判例 ID: 28081397
- 22) 株式会社熊本ファミリー銀行・平成 20 年 3 月 28 日提出「臨時報告書」(金融庁『EDINET』(<http://info.edinet-fsa.go.jp/>), 2008 年 8 月 31 日取得)
- 23) 三上徹「新破産法と支払不能・支払停止、相殺禁止の時期」金法 1820 号 8 頁 (2007) は、この問題を中心に本判決について論じている。
- 24) 引用にあたっては、収録誌に掲載された判決文の「木村建設」を「A 社」に、「被告」を「Y 銀行」に改めた。
- 25) 梅謙次郎『訂正増補 民法要義 卷之一 総則編』358 頁 (私立法政大学・中外出版社・有斐閣書房、1911。復刻版、有斐閣、1984)
- 26) 我妻栄『新訂民法総則(民法講義 I)』423 頁(岩波書店、1965)
- 27) 梅前掲 358 頁
- 28) 星野英一『民法概論 I (序論・総則)』243 頁 (良書普及会、1993)
- 29) 於保不二雄編『注釈民法(4)』411 頁 [金山正信](有斐閣、1967)
- 30) 我妻前掲 423 頁、於保編前掲 412 頁
- 31) 於保編前掲)412 頁
- 32) 全銀協法規小委員会編前掲 78 頁以下
- 33) 宮川不可止「期限の利益の喪失と実務上の問題点」金法 1520 号 32 頁 (1998) 参照
- 34) 全銀協法規小委員会編『新銀行取引約定書ひな型の解説』87 頁(金融財政事情研究会、1977)
- 35) 全銀協法規小委員会編『新銀行取引約定書ひな型の解説』87 頁(金融財政事情研究会、1977)
- 36) 鈴木正和「期限の利益喪失条項の対内効 [五条関係]」堀内仁先生傘寿記念『銀行取引約定書—その理論と実際—』127 頁(経済法令研究会、1985)
- 37) 鈴木祿弥編『新版注釈民法(17)』338 頁 [鈴木祿弥・山本豊](有斐閣、1993)
- 38) 安藤次男「返還の時期」『金融取引法大系 VI』81 頁
- 39) 大西武士「銀行取引約定書五条二項五号と信義則」金法 1367 号 110 頁 (1993)
- 40) 同 111 頁
- 41) 宮川前掲 33 頁は、その成果を簡潔に集約している。
- 42) 平成 14・3・14 金法 1655 号 45 頁
- 43) 鈴木祿弥編前掲 288 頁以下 [鈴木祿弥・山本豊]
- 44) 前掲
- 45) 浜中善彦「銀行業務における期限の利益喪失と相殺実務」金法 1839 号 8 頁、10 頁以下 (2008)
- 46) 浜中前掲 10 頁、三上前掲 18 頁。ただし、浜中は主として債務者の利益保護の観点から疑問を呈するのに対し、三上は、主として銀行の債権保全戦略、とりわけ破産法対応の観点から問題点を指摘するという違いがみられる。
- 47) 国土交通省・住宅局建築指導課 2005 年 11 月 17 日付記者発表資料「姉齒(あねは)建築設計事務所による構造計算書の偽造とその対応について」(国土交通省 HP (http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/07/071117_.html) より 2008 年 9 月 1 日取得)
- 48) 金法 1819 号 55 頁
- 49) 鈴木祿弥編前掲